

(4) 産業経済局 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課

ア. ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業

<事業概要>

事業目的	中小製造業・建設業は、大企業を中心とした好景気を背景に、大企業の大量採用の影響もあり、ますます人材確保が難しい状況にある。さらに、中小製造業・建設業の現場はいわゆる“3K”と呼ばれる厳しい職場環境であり、人材の定着率の悪さの大きな要因となっている。 そのような背景から、中小製造業・建設業者が行う女性及び高齢者の人材確保・定着につながる働きやすい職場環境改善に関する取り組みに対して、経費の一部を支援することで、人手不足に苦しむ市内中小企業への女性及び高齢者の人材確保・定着の支援とする。
対象事業	女性や高齢者の人材確保や定着につながることを目的に行う働きやすい職場環境の改善に必要な経費の一部を助成
対象経費	対象事業の実施に必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設置・改修工事費、設計監理料 ➤ 設備・装備等の備品購入費
予算額	3,000 千円 (500 千円×6 団体)

※出所：市提供資料

実施状況	No.	事業内容	申請額 (千円)	決定額 (千円)	確定額 (千円)
	1	女性用空調服の購入	106	106	106
	2	女性専用トイレ・更衣室の新設	500	500	500
	3	女性専用シャワールームの新設	500	500	500
	4	女性用トイレの新設	500	500	500
	5	女性・高齢者用アシスト機器の導入	406	406	406
	6	女性専用トイレの新設	190	190	190
	7	女性専用更衣室・トイレの改修	392	298	298
	合計		2,594	2,500	2,500

※出所：「令和 2 年度 ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金 申請者一覧」

① (意見) 交付申請の書類について

【現状】

北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要項第 5 条によると、助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に市長が必要と認める

書類を添付して市長に申請しなければならない。と定められており、市長が必要と認める書類は、北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要領第 6 条第 2 項において以下の通り定められている。

- (1) 申請企業概要
- (2) 事業計画書
- (3) 経費明細書
- (4) 役員等名簿
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 株主名簿（持ち株比率のわかるもの）
- (7) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (8) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (9) 直近の決算関係書類
- (10) 見積書の写し
- (11) 工事図面・工程表の写し
- (12) カタログ等（備品）の写し
- (13) 当該設備の現況写真
- (14) その他市長が必要と認める書類

【意見】

必要書類が多岐にわたっているため、書類の量が膨大となっており、事務手続が煩雑になっている。特に（9）直近の決算関係書類は入手されているのみで有効に活用されていない状況であり、必要書類として入手すべき書類に該当するかどうか疑問である。

したがって、市長が必要と認める書類について必要性を再検討し、活用されない資料については必要書類から削除し、事務処理を簡素化する等の対応が望ましい。

②（意見）助成金の交付方法について

【現状】

ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金の令和 2 年度の予算額は 3,000 千円（500 千円×6 団体）であり、それに対し決算額は 2,500 千円（7 団体）となっている。

決算額が予算額に達していない理由は、1 団体の辞退が発生したからであるが、これは当初、助成対象者として助成金を交付していた団体の事業が、その後の調査で、設備の設置場所が市内ではなかったため、交付要件を満たしていないことが発覚したからである。

<北九州市ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金交付要領>

（交付要件）

第 5 条 要項第 4 条第 3 項に規定する交付要件は、次のとおりとし、助成対象事業は全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 交付を決定した日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。

- | |
|---|
| <p>(2) 設備を設置する建物は、市内にあり、助成金の交付を申請しようとする者が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。</p> <p>(3) 設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。</p> |
|---|

【意見】

助成金交付申請書に添付される書類に、設備を設置する建物の場所を明記する箇所が無かったことが原因である。

したがって、防止策として、設備を設置する建物の場所を明記した書類の添付を義務付け、助成金の交付の可否について事前確認を徹底することが望ましい。

イ. 中小企業人材確保支援助成金

<事業概要>

事業目的	<p>中小製造業・建設業をはじめとする市内中小企業における人手不足の問題が深刻な状況となっており、ものづくり技術の伝承が途絶えてしまうことなどが危惧されているほか、将来の事業の存続自体にも影響が懸念されるなど、若年者や女性等の人材確保が最優先の経営課題の一つとなっている。</p> <p>このため、中小企業の事業者で構成された団体が独自に取り組む人材確保のための事業に必要な経費の一部を助成することで、若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の経営者支援の一助とするとともに、地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるもの。</p>																		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 団体が所属する業界等の役割・魅力を伝えるための啓発事業 ➤ 働きやすい職場環境づくりのための推進事業 ➤ その他、人材確保に特に有効と認められる事業 																		
対象経費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝金</td> <td>外部講師・コンサルタント等への謝礼金</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>外部講師・コンサルタント等の旅費等</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>会場・機材・車両・装具等の借上げ料等</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>会場設営、チラシ・HP等の作成</td> </tr> <tr> <td>傷害保険料</td> <td>実習に参加する学生の傷害保険料</td> </tr> <tr> <td>消耗品費 印刷製本費</td> <td>実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>事業の実施に伴う備品の購入</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>市長が特に必要と認める経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	謝金	外部講師・コンサルタント等への謝礼金	旅費	外部講師・コンサルタント等の旅費等	賃借料	会場・機材・車両・装具等の借上げ料等	委託費	会場設営、チラシ・HP等の作成	傷害保険料	実習に参加する学生の傷害保険料	消耗品費 印刷製本費	実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等	備品購入費	事業の実施に伴う備品の購入	その他経費	市長が特に必要と認める経費
区分	内容																		
謝金	外部講師・コンサルタント等への謝礼金																		
旅費	外部講師・コンサルタント等の旅費等																		
賃借料	会場・機材・車両・装具等の借上げ料等																		
委託費	会場設営、チラシ・HP等の作成																		
傷害保険料	実習に参加する学生の傷害保険料																		
消耗品費 印刷製本費	実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等																		
備品購入費	事業の実施に伴う備品の購入																		
その他経費	市長が特に必要と認める経費																		
助成金額	対象経費の2分の1以内で上限40万円																		
予算額	1,796千円(224.5千円×8団体)																		

※出所：市提供資料

実施状況	No.	事業名称	交付額
	1	「電気工事事業の魅力を伝える」意見交換会	20 千円
	2	企業と学生の出会いの場づくり ～働きやすい職場づくり／魅力発信研修～	23 千円
	3	工業高校生を対象とした工業団地内オープン ファクトリー	71 千円
	合計		114 千円

※出所：「令和2年度 中小企業人材確保支援助成金一覧」

①（意見）助成金の交付による効果の測定方法について

【現状】

若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の支援及び地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるため、市内中小企業団体が人材確保のための事業を行なった際に支出した経費の一部を助成しているが、効果の測定がなされていない。

【意見】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止が多かったが、3団体に対して助成金114千円が交付されている。助成の目的は若年者や女性等の中小企業への就労と技能の伝承等を促進し、もって市内中小企業の振興に寄与することであり、また、地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげることである。しかし、助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興に寄与しているか、どの程度地元就職の促進につながっているかについて検討されていない。

したがって、助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興や地元就職の促進に寄与しているかについて検討を実施し、最大の効果が発揮できるような助成金の交付方法を検討することが望ましい。

ウ. ビジネスチャンス拡大支援事業

<事業概要>

事業目的	<p>地元中小製造業の多くは、鉄鋼・機械関係の大企業の協力工場として、長年にわたり受注生産体制化でものづくりに専念してきた。そのため、技術力は蓄積してきたものの、営業経験に乏しく情報発信力も十分でないなど、営業・販売に関する課題を抱えている。</p> <p>このような状況を踏まえ、中小製造業を主な支援先として、受注開拓・販売拡大支援に取り組むもの。</p>
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模展示会等出展支援事業（令和2年度未実施） ➤ 巡回指導・マッチングコーディネート事業 <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズを積極的に掘り起こすとともに、営業先・外注先のマッチングや、各種支援サービス情報を提供することによって、市内中小企業の新事業展開や販路開拓を支援する。 ➤ 四都市連携交流事業（令和2年度未実施） ➤ 北九州発！新商品創出事業 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業が技術開発助成制度などを活用して開発した新商品や新サービスを、市が認定・広報支援をするとともに、一部を随意契約で市が購入することにより、導入実績を中小企業のマーケット拡大に役立ててもらおう事業。
予算額	<p>巡回指導・マッチングコーディネート事業：3,236千円</p> <p>北九州発！新商品創出事業：1,121千円</p>

※出所：市提供資料

①（意見）巡回指導・マッチングコーディネート事業について

【現状】

巡回指導・マッチングコーディネート事業では、専門員を1名配置し、企業ニーズの掘り起こしや営業先・外注先のマッチング、各種支援サービス情報の提供により市内中小企業の新規事業展開や販路開拓の支援を行なっている。

令和2年度では、企業訪問数：182件、マッチング件数：11件の実績となっている。そのうち、企業間取引の成約まで至ったものは1件であり、金額ベースではほぼゼロとのことである。

【意見】

巡回指導・マッチングコーディネート事業に係る令和2年度の予算は以下の通りであり、実際の支出額は3,074千円となっている。

諸謝金・旅費	2,796千円
車両・燃費	420千円
委託費	17千円

雑費	3 千円
計	3,236 千円

令和2年度では、新型コロナウイルス感染症による影響も大きかったと考えられるが、成約件数が1件であったことを鑑みると、今後の事業の在り方、目標の設定や方針について再度検討を行うことが望ましい。

②（意見）北九州発！新商品創出事業について

【現状】

令和2年度では、以下の15の新商品について市が認定・広報支援を行い、さらに認定新商品の中に購入希望する商品があれば一部を随意契約で市が購入している。また、市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況等について報告を受けている。

<令和2年度 北九州発！新商品創出事業の認定商品>

No.	企業名	商品・サービス名
1	(株) ハピクロ	子どもの午睡を優しく見守る 「ハピサポ Baby センサー」
2	神楽フィースト (株)	ワインが7日～10日間楽しめる「神楽デキャンタ」
3	(株) アムズ	太陽の熱から頭を守る「熱ボウシ」
4	(株) ウェルクリエイト	光触媒塗料「エアウォッシュコート」
5	(株) レセプター	コロナ追跡対策来場者登録システム「Cococa」
6	(株) 日本デンソー	抗ウイルス、抗菌、抗カビ、消臭 「高機能性フィルター99」
7	ナカオ産業 (株)	オムツ真空包装処理装置「かんせいパッキン」
8	ケーアンドエムエンタープライズ (株)	既設のカメラがそのまま使える 「マスク未着用者検知センサー」
9	サウンドピュア (株)	コロナ対策ピンポイント消毒 「Soundpure UVC ステアライザー」
10	新北九州工業 (株)	エアコンに取り付けてウイルス対策 「抗ウイルスエアコンフィルター フィルドゥ」
11	(株) リョーワ	施設内の三密状態がリアルタイムで分かる 「ソーシャルディスタンス AI」
12	Release (株)	介護チーム作成アプリ「Release」
13	(株) クアンド	現場向け遠隔支援コミュニケーションツール 「SynQ Remote」
14	(株) TEC hisakata	ポータブルタイプのパーティション「POTAPA」
15	(株) リノベンチャー	テレワーク・オンラインミーティング用ブース 「ハコオフィス (HACO OFFICE)」

<随意契約による購入一覧>

商品・サービス名	金額
ハピサポ Baby センサー	1,320,000 円
POTAPA	97,680 円
Soundpure UVC ステアライザー	21,010 円
ハピサポ Baby センサー使用料	19,200 円
SynQ Remote	45,000 円
抗ウイルスエアコンフィルター フィルドゥ	99,000 円
高機能性フィルター99	98,560 円
合計	1,700,450 円

【意見】

市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況や今後の販売見込み等について報告を受けているが、市の認定がどの程度商品の受注や販売拡大に寄与しているかの検討がなされていない。

今後において、販売実績や事業計画のモニタリングを実施することで、市の認定・広報支援が各企業の今後の販売見込み等の策定にどの程度考慮されているか、また販路拡大にどの程度寄与しているかについて把握・分析し、市の認定・広報支援の在り方について検討することが望ましい。

③（意見） 予定価格の算定について

【現状】

北九州発！新商品創出事業の認定商品 PR パンフレットの作成を発注する際に、予定価格算定のために株式会社 A から参考見積書を入手している。

株式会社 A から入手した参考見積額は 750,000 円（税抜）であり、当該参考見積書及び過去の実績を勘案し、以下の通り予定価格を算定している。

項目	数量	単位	単価	金額
パンフレットデザイン	1	式	170,000 円	170,000 円
取材、写真撮影	15	社	18,000 円	270,000 円
パンフレット印刷	2,500	部	35 円	87,500 円
管理費（20%）	1	式	105,500 円	105,500 円
小計				633,000 円
消費税（10%）				63,300 円
合計				696,300 円

※出所：市提供資料

その後、見積り合わせを実施し、3社から以下の通り見積書を入手している。

株式会社 A	525,000 円 (税抜)
有限会社 B	585,000 円 (税抜)
株式会社 C	1,299,500 円 (税抜)

見積り合わせの結果、株式会社 A に発注することになった。

【意見】

北九州発！新商品創出事業の認定商品 PR パンフレット作成業務においては、参考見積りを入手した株式会社 A に発注する結果となっている。

今回の場合、参考見積書を1社からしか入手しておらず、しかも見積り合わせ時には、参考見積書よりも低い価格を提示している。

このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。

したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書を入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書を入手する方法によるとしても複数の企業から見積書を入手することが望ましい。

エ. 中小企業融資制度

<事業概要>

事業目的	市で定めた資格要件を満たす中小企業に対し、福岡県信用保証協会の保証付きで長期固定、低利の事業資金の融資を行い、中小企業の振興と経営の安定に寄与する。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業融資 中小企業・小規模企業の事業に必要な資金を融資することにより、資金調達を支援し、その経営基盤の強化や急変する経営環境への対応など、中小企業・小規模企業の振興に寄与する。 ➤ 開業支援資金 開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な事業資金の一部を融資することにより、円滑な開業及び事業拡大期までの資金繰りを支援する。 ➤ 新成長戦略みらい資金 「北九州市新成長戦略」を推進するため、中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する。 ➤ 中小企業融資損失補償 信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償するとともに、中小企業者・小規模企業者が負担する信用保証料の一部を信用保証協会に補填することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与する。
事業費	中小企業融資：99,570,000千円 開業支援資金：900,000千円 新成長戦略みらい資金：600,000千円 中小企業融資損失補償：715,000千円

※出所：市提供資料

北九州市中小企業融資制度の概要は以下の通りである。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市は金融機関に対し預託をすることにより、通常の金融機関融資に比べ「低利固定・長期返済」で、有利な資金調達の手段となっている。 ➤ 原則として中小企業者に信用保証協会の保証を義務付けている。 ➤ 信用保証協会は融資額を保証する。
預託	➤ 年度末貸出残高を想定し、その3分の1相当額を金融機関に預け入れる。
損失補償	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中小企業者が倒産などで金融機関に対し返済ができなくなった場合、信用保証協会が金融機関に対し、返済不能額を代位弁済する。 ➤ 信用保証協会は、代位弁済により生じた損失のうち70%を日本政策金融公庫からの保険金でカバーし、残りの1/2又は2/3を市が保証協会に対し損失補償する。 ➤ 回収があった場合には負担割合に応じて損失補償金が返納される。

※出所：市提供資料「北九州市中小企業融資制度の概要」

①（意見）新成長戦略みらい資金融資について

【現状】

中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する目的で 600,000 千円の事業費を予算計上しているが、過去の申込状況は以下の通りである。

年度	申込件数	申込金額（千円）	融資件数	融資金額（千円）
H21	1	12,000	1	6,000
H22	0	-	0	-
H23	1	9,000	1	9,000
H24	1	12,000	1	7,000
H25	6	39,900	3	11,500
H26	6	146,000	6	53,900
H27	1	3,000	1	3,000
H28	0	-	0	-
H29	1	10,000	1	10,000
H30	4	65,000	4	65,000
R元	2	19,500	2	14,500
R2	2	13,000	1	10,000
合計	25	329,400	21	189,900

※出所：「新成長戦略みらい資金（旧新成長企業支援資金）融資の実績（令和元年7月末現在）」

【意見】

令和2年度の融資件数は1件のみであり、過去の融資実績を見ても当該事業が積極的に利用されているとは言い難い状況である。融資の対象となる中小企業は、他の融資制度を利用しているのではないかとのことであり、当該事業が企業ニーズに沿った事業とは言い難い。

したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと言えることから、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。

②（意見）融資先のリスク管理について

【現状】

本制度は、市、信用保証協会及び取扱指定金融機関、北九州商工会議所の連携のもとで運営されている。

融資を保証するために信用保証協会が中小企業者の信用を補完し、市が取扱指定金融機関に融資原資の一部を預託することにより、取扱指定金融機関は市の定める条件で中小企

業者に融資する仕組みとなっている。

申込手続きについては、市の中小企業振興課で対象者の認定後に取扱指定金融機関に融資を申し込む場合もあるが、ほとんどが市を通さずに取扱指定金融機関に融資の申し込みを行う。この場合、融資実行の段階では市は融資先のリスクを把握することができない。

過去の損失補償金支出及び損失補償金返納は以下の通りである。

年度	件数	損失補償金（千円）	返納金（千円）
H21	322	243,430	40,331
H22	343	294,880	72,202
H23	299	189,031	63,533
H24	260	218,415	33,857
H25	310	281,755	37,992
H26	256	256,762	43,458
H27	258	242,756	40,931
H28	199	205,902	40,498
H29	185	141,656	34,353
H30	159	130,892	23,319
R 元	161	137,622	29,949
R2	219	200,644	26,330
合計	2,971	2,543,745	486,753

※出所：市提供資料「損失補償金及び返納金の実績」

【意見】

市が中小企業融資損失補償の保証協会の代位弁済に伴う損失補償額に関する予算を編成するにあたっては、福岡県信用保証協会より、次年度損失補償請求見込額について報告書入手し、報告書記載の金額で予算枠を確保している。また、最終的に予算枠については財政局による調整が行われ、予算枠が増減することになる。

市が保証協会の代位弁済に伴い損失補償を行うのであれば、市は融資先のリスクを一部負担しており、融資先の状況を把握する必要がある。その点、市は事後的に信用保証協会に対する調査を行うことで融資先の状況を一部把握しているものの、損失の発生は信用保証協会から送付される損失補償に係る請求書によってのみ把握され、融資先の状況を適時・適切にモニタリングしているとは言えない状況である。このような方法によると市は市の損失を減少させようとする誘因が働かず、金融機関及び保証協会も融資先のリスクの一部を市が負担することから、融資先のモニタリングを適切に行わないなどのモラルハザードが生じやすいと考えられる。

したがって、市が融資先のリスクの一部を負担していることに鑑みると、市でも事前に融資先のリスクを管理できる体制を構築し、適切な予算枠の確保や損失補償額の最小化を目指すといった検討を行うことが望ましい。

一方で、そもそも市が保証協会の損失を補償する事業を行う必要があるのかという問題がある。市が当該事業を行う目的は、信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与することであるが、この方法によると、先に述べたように、金融機関や保証協会のモラルハザードが生じやすいと考えられる。また、金融機関にとっては融資先中小企業の経営改善に積極的に関与するといった誘因も働きにくいいため当該事業の効果を見えにくくしている。

以上を勘案すると、当該事業の必要性を再検討するとともに、制度設計の見直しを検討することが望ましい。

オ. 事業承継・M&A 促進化事業

<事業概要>

趣旨	<p>中小企業経営者の高齢化に伴い中小企業の数が年々減少するなど、事業承継は市中小企業の喫緊の経営課題の一つとなっているため、市内の中小企業が持つ優れた技術力や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的として、事業承継に積極的に取り組む中小企業をトータルでサポートする。</p>																
主たる事業内容及び実施状況	<p>➤ 啓発セミナー（専門事業者に委託して運営）</p> <p>事業承継に関心のある中小企業に対し、啓発セミナーを3回開催した。経営者の気付きを促すものや、具体的な事業承継事例の紹介など、各回に関心のレベル等に応じたテーマ設定で行っている。</p> <p><実施状況></p> <table border="1" data-bbox="451 835 1329 1261"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>月日</th> <th>形式及び内容</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R2.11.25</td> <td>オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R3.1.20</td> <td>オンライン&集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>R3.3.16</td> <td>オンライン&集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&A 事例</td> <td>37人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出所：「令和2年度「事業承継・M&A 促進化事業」実施状況」</p> <p>➤ 専門家による相談（専門事業者に委託して運営）</p> <p>事業承継に取り組もうとする中小企業に対し、事業承継の専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士）がオンライン会議や電話相談などで、初期相談から課題の深掘り、方針決めまで、相談者の要望に応じて対応した。令和2年度からは廃業相談を追加している。</p> <p>1企業につき原則3回まで、相談料が無料となっている。</p> <p>令和2年度は、親族承継、従業員承継、M&A 及び事業承継後の諸問題について相談が行われ、相談回数は全部で9社、12回であった。</p> <p>➤ 計画策定等支援（市補助事業）</p> <p>市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的に、事業承継に向けた計画の策定や、M&A により第三者へ自社を売却する際に仲介業者（金融</p>	回数	月日	形式及び内容	参加人数	1	R2.11.25	オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎	16人	2	R3.1.20	オンライン&集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方	22人	3	R3.3.16	オンライン&集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&A 事例	37人
回数	月日	形式及び内容	参加人数														
1	R2.11.25	オンライン形式 ウィズ・コロナ時代における事業承継とは～法務・税務・経営から考える事業承継の基礎	16人														
2	R3.1.20	オンライン&集合形式 大廃業時代における事業承継の在り方	22人														
3	R3.3.16	オンライン&集合形式 金融機関・経験者が解説～会社引継ぎ・M&A 事例	37人														

	<p>機関や M&A 事業者等) へ支払う初期費用など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を「事業承継・M&A 促進化事業助成金」(対象経費の2分の1、上限は50万円)として支援する。 対象経費は以下の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業区分</th> <th style="width: 50%;">経費区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業承継計画の策定等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など </td> </tr> <tr> <td>M&A の仲介委託等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など </td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度は、承継計画策定について1件(50万円)が助成対象となっている。</p>	事業区分	経費区分	事業承継計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など 	M&A の仲介委託等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など
事業区分	経費区分						
事業承継計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など 						
M&A の仲介委託等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲介委託料、マッチング登録料、着手金など 						

①(意見) 運営委託業務を行う事業者の選定基準について

【現状】

当該事業における「啓発セミナー」及び「専門家による訪問相談」は、運営業務を委託する事業者を選定するため、プロポーザル方式による公募のうえ審査委員会を開催して選定しており、平成29年度から令和2年度まで継続して「事業承継研究会」が事業者として選定されている。

当該事業開始年度からの提案者数の推移は以下の通りである。

年度	H29	H30	R元	R2
提案者数	2	1	1	1

※出所：市担当者回答より

選定においては審査委員による採点が行われるが、提案者が1名の場合の選定基準は、「令和2年度『事業承継・M&A 促進化事業』運営業務委託候補者選定委員会 審査要領」において、「一定の水準を満たしていると判断できる場合は、その事業者を選定する」とされているのみであり、具体的な基準は設けられていない。

【意見】

提案者が複数の場合には採点を基準に選考することは可能であるが、提案者が1名、かつ、過年度より継続して業務を実施している提案者において具体的な数値基準が設けられていない場合には、具体的な選定過程が曖昧になる恐れがある。

具体的な数値基準を設けることにより、当年度の採点に加えて、同一の応募者に対しても

過年度の採点との比較検証を行うことで過年度からの事業の成長を測定する、といった方法を行うことも可能となる。したがって、明確な判断を行うための数値基準を設けることが望ましい。

<令和2年度「事業承継・M&A 促進化事業」運營業務委託候補者選定委員会 審査要領>
(抜粋)

北九州市が実施する標記の委託業務について、この審査要領に基づき、選定委員会を開催し、採否等について審査する。

第1条 審査は、表1に掲げる評価項目に関して行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点（合計100点）とする。

表1（省略）

（審査評価・選定）

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配転について5段階による評価を行う。

2 審査評価は、表2に掲げる選定委員が行う。

3 各選定委員は、申請条件を個別に審査評価し、各委員の採点した合計点の最も高い事業者を業務委託候補者として選定する。

最高得点者が複数いる場合は、企業規模の小さい事業者を選定する。企業規模も同等の場合は、見積金額の低い事業者を選定する。

申請案件が1件のときは、各委員の採点した合計点が、一定の水準を満たしていると判断できる場合は、その事業者を選定する。

表2（省略）

※出所：市提供資料

②（意見）運営委託業務の有効性について

【現状】

令和2年度において助成金の対象となる承継計画策定を行った実績は1社あったが、運営委託業務による「啓発セミナー」及び「専門家による相談」を経たものではない。

【意見】

「啓発セミナー」、「専門家による相談」を経て「計画策定等支援」を行うという、潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業として平成29年度より開始されているが、実績として各々が関連性をもって結びついていない。

結びついていない要因を把握するにあたり、委託業務の評価を参加者数や実施回数といった数値で行うのみならず、「ターゲットとなる企業への周知方法が妥当であるか」「セミナー

ー→相談→計画作成、といった各フェーズへの連動性が高められているか」といった事業の有効性を高める視点が必要となると考えられる。

③（意見）セミナーの周知方法について

【現状】

「啓発セミナー」及び「専門家による相談」は参加者にとって比較的好評であるとのことであるが、周知の方法は、商工会議所を通じたチラシの配布や市等のホームページによる公表と限定的なものとなっている。

【意見】

啓発セミナーは中小企業に対して事業承継について示す重要な機会であり、ターゲット層に対して広く周知することが必要となる。

したがって、中小企業における日常での関わりが多く、かつ、事業承継にも関わりが多くなることが想定される法律及び会計の専門家（弁護士、税理士、司法書士等）が所属する各士業団体を通じての周知を依頼するといった周知方法のさらなる開拓が必要であると考えられる。

④（意見）運営委託業務の在り方について

【現状】

当該事業における「承継計画等の策定」については、平成 29 年度から事業を開始しており実施件数の推移は以下の通りである。

年度	H29	H30	R 元	R2
件数	6	4	4	1

※出所：市担当者による回答

【意見】

令和 2 年度において「承継計画等の策定」について実施された件数は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動の制約の影響を受けて 1 件であった。

上述の「②（意見）運営委託業務の有効性について」に記載したように、潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業としての性質を鑑みると、委託業務に係る改善が必要であると考えられる。

改善に係る方法として、「④周知方法の改善」及び「⑤予算の増額」が考えられる。

「④周知方法の改善」については、令和 2 年度における候補者は前述のように 1 名であり、また、公募内容についての問い合わせも他に 1 件があった程度とのことである。

市における運営委託業務であり、市のホームページにおいて周知を行うことは問題ないが、公募の周知を行ってから締切日までの期間が 1 週間と短い期間であることは、公募内容

の周知が徹底する期間としては十分とはいえず、また、公募の事実を知りえた潜在的な候補者において応募の検討を行う期間としても十分とはいえなため、一定の余裕をもった期間を設定することが望ましいと考える。また、周知の方法としても、ホームページのみならず、M&A 仲介業者に個別に案内することや「市政だより」等を利用することにより、幅広く周知することが望ましい。

「⑤予算の増額」については、当初予算が 1,500 千円となっているが（令和 2 年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響もあり 794 千円）、予算の積算基礎を閲覧した限りでは抑制された予算において実行されている印象を受ける。

市において中小企業の事業承継は喫緊、かつ、中長期的に取り組まなければならない課題である。当該事業を円滑に進めるにあたっては、市内の中小企業に対して事業承継が課題であることを周知することが必要となるが、予算面において充実した事業へと結実しないことには、市の課題解決を遅延させることになる。

また、予算を増額することにより公募に係る提案者の増加も想定されることから、適正な競争原理が働き委託業務の充実が図られると考える。

カ. 中小企業支援センター特定支援事業

<事業概要>

事業概要	<p>中小企業支援法第7条に基づき、FAISを指定機関とし、FAISが中小企業支援策として、市内中小企業のために、総合相談、マーケティング、経営・販売促進のための専門家派遣等をワンストップにて提供することで、市内中小企業の経営改善や技術高度化等をより一層促進するため、産業支援機能の充実・強化を図る。</p> <p>市としては、当該事業の運営主体であるFAISに対して補助金を交付している。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <p>➤ 支援人材充実強化事業</p> <p>企業や各種専門家に固有のネットワークを持ち、中小企業支援センターの実施する経営、技術、マーケティング等の支援事業を運営していく上で、中核となる専門家を活用する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 13,158千円】</p> <p>➤ 事業可能性評価委員会運営事業</p> <p>専門家派遣事業のテーマの妥当性、派遣の可否、派遣回数、派遣専門家等の決定やビジネスプラン、技術、研究開発内容の評価を実施して、対象企業の選別等を行う。</p> <p>【令和2年度 当初予算 128千円】</p> <p>➤ 支援体制整備円滑化事業</p> <p>マネージャー等の募集や中小企業支援機関による会議への参加など、特定支援事業を円滑に実施する体制を整備する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 454千円】</p> <p>➤ 窓口相談事業</p> <p>ベンチャー企業や創業者を含む中小企業者の来所、電話による相談に対応するため、中小企業診断士等の専門家を配置し、経営、技術、資金のあらゆる相談に対応する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 792千円】</p> <p>➤ 専門家派遣事業</p> <p>中小企業の求めに応じて、各種の専門家を派遣し、個別の経営課題の解決にあたる。</p> <p>【令和2年度 当初予算 2,470千円】</p> <p>➤ 情報提供事業</p>

	<p>市内中小企業者等に対し、セミナーによる情報提供や、中小企業支援に係る各種行政施策情報、受発注情報等取引に関する情報等、経営革新や事業の拡充、新分野への進出に必要な情報を、ホームページや機関誌等により提供する。</p> <p>【令和2年度 当初予算 2,798千円】</p>
--	---

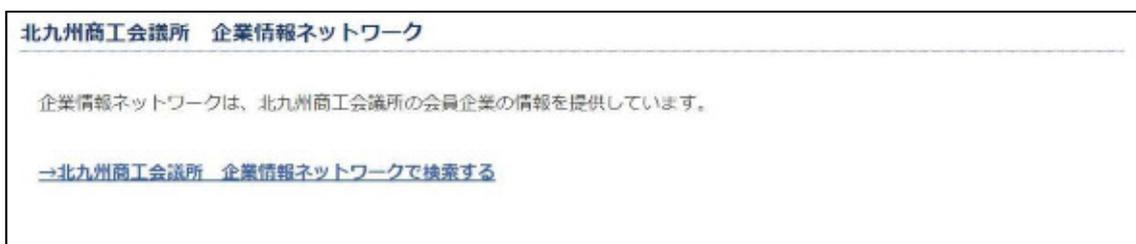
※出所：市提供資料

①（結果）中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて

【現状】

中小企業支援センターのホームページにおいて、北九州商工会議所へのリンクが設けられているが、先に進まない状況となっている。

A) 「中小企業支援センター ホームページ」(令和3年10月25日時点)



B) A)の画面をクリックした後の結果(令和3年10月25日時点)



【指摘事項】

北九州商工会議所のホームページにおいて、「企業情報ネットワーク」が存在することは確認されている。

中小企業支援センターのホームページを閲覧した場合に、情報が分断されることは問題であるため、リンク内容を修正又は削除することが必要である。

②（結果）市のホームページのメンテナンスについて

【現状】

市のホームページの「ビジネス・産業・まちづくり」という項目において、市、FAIS、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を

広く情報発信するポータルサイト「キタサポ」の URL やサイト構成が記載されているが、「キタサポ」は令和3年3月末をもって閉鎖されている。

現在位置：トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 中小企業のための総合ポータルサイト「キタサポ」

更新日：2018年1月19日

1 このサイトの目的と特徴

北九州市、(公財)北九州産業学術推進機構、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を広く情報発信するポータルサイト『キタサポ』を立ち上げました。

『キタサポ』は、中小・小規模企業の経営を、強力タッグで応援します！

【サイトの特徴】

(1) 市内中小・小規模企業が利用できる支援情報をひとつのサイトに集約しており、幅広く情報収集することができます。

(2) サイト内のメールフォームから、メールによる相談を受け付けており、各機関の支援策などについて、最適な情報やアドバイスが受けられます。

2 サイトの概要

(1) URL <https://www.kitasapo.com/>(外部リンク)

(2) サイト構成(主なもの)

- ・トップページ：補助金、セミナー等の新着情報など
- ・支援機関のご紹介：各機関の連絡先、主な役割など
- ・支援相談メニュー：よくある相談内容を、資金調達、販路開拓、創業支援など6つのカテゴリーに分けて、Q&A形式で案内
- ・北九州市中小企業振興条例：今年4月に施行された同条例の概要、条文など
- ・経営相談・お問い合わせ：中小・小規模企業の経営に関する相談をメールで受付

このページの作成者

産業経済局雇用・生産性改善推進部中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階
電話：093-873-1433 FAX：093-873-1434
予備電話：093-873-1510
メールを送信(メールフォーム)

※出所：市ホームページより抜粋 (令和3年10月25日時点)

【指摘事項】

既に終了しているサイトを残し続けることは利用者の誤認を生むことになるため、適時に削除をすることが必要である。また、令和3年3月末をもって終了することは3機関において協議されているが、終了に伴い影響が及ぶ箇所に関する共有が行われていないため、市内部における連携を密にすることが必要である。

本件のみならず、市のホームページ全体において、ツールを導入する等によって、定期的に内部リンク切れが生じていないかを調査することが必要であると考えます。

③ (意見) メールマガジン及びホームページにおける評価指標について

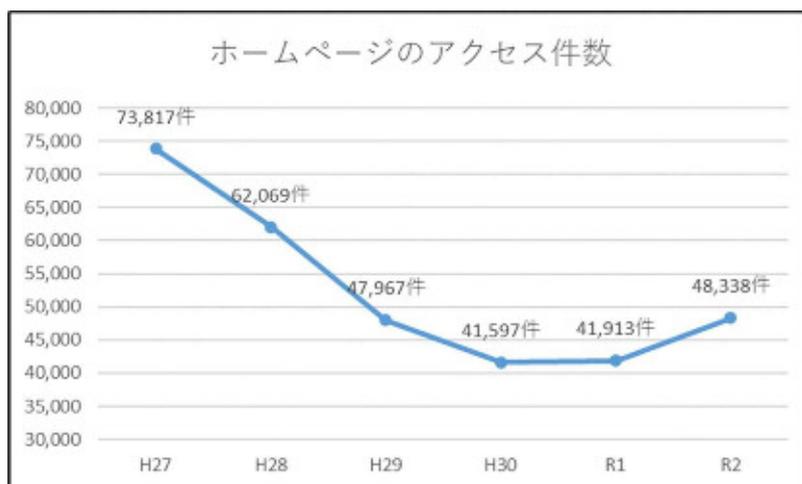
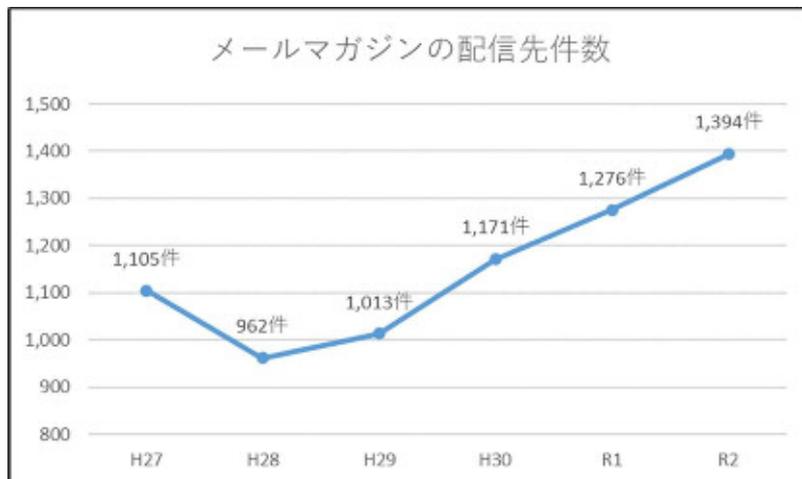
【現状】

中小企業支援センターでは、情報提供事業の一環として「中小企業支援センタートピックス」と称したメールマガジンを定期的(概ね週に1回)に発行しており、補助金の紹介、セミナー・スクールの案内及び自治体における新規事業の紹介等といった、市内中小企業経営者の経営に役立つ事項について紹介を行っているが、当該メールマガジンの実績を測る指標は、配信先件数となっている。

また、中小企業支援センターのホームページにおいても支援施策やお知らせ、関連サイト

等を集約してPRしているが、ホームページの実績を測る指標は、アクセス件数となっている。

(参考)



※出所：市提供資料

【意見】

メールマガジンについては配信件数のみが把握されているが、メールマガジンにおいて設定された各項目からホームページへのアクセス状況の推移件数といった情報が把握されていないため、項目ごとに利用者がどのような情報に興味を有しているか、といった情報を有効に活用する機会を逸している状況である。また、ホームページにおいても全体としてのアクセス件数が把握されているのみで、各ページへのアクセス件数といった情報が把握されていない。

今後においては、項目別アクセス数のように情報を利用する中小企業者を意識した指標を設定するとともに、得られたデータを施策の有用性を高めるための情報として利用することが望ましい。

④（意見）「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について

【現状】

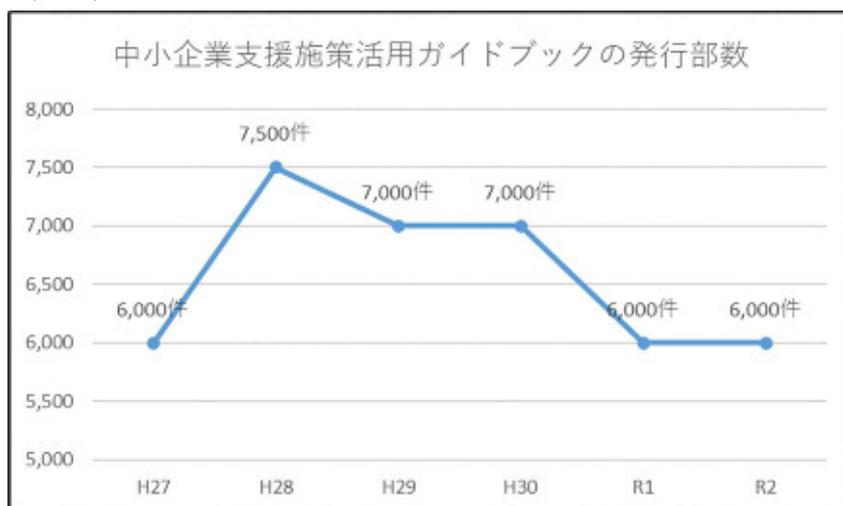
中小企業支援センターでは、情報提供事業の一環として、「中小企業施策活用ガイドブック」を毎年4月に発行している。

「中小企業施策活用ガイドブック」は、市内の中小企業が利用可能な行政（国及び県を含む。）等の支援施策をまとめた冊子であり、北九州市中小企業支援センター、市役所広聴課、各区役所 総務企画課、北九州商工会議所の本所・各サービスセンター等で、無料で配布されている。

市内の中小企業に対して、経営の各局面における市の施策に関する情報を冊子として提供されており、中小企業支援センターのホームページにおいてはデータダウンロードも可能となっている。

当該ガイドブックの実績を測る指標は、発行部数となっている。

（参考）



※出所：市提供資料

【意見】

当該事業は、中小企業に対する施策を周知することを目的としている。この点について、評価指標を発行部数とした場合、市役所、商工会議所や金融機関等へ配布した後の利用実績について把握することができず、実際にどの程度の市内の中小企業者に周知されているのか明らかではない。

今後においては、効果的な周知にするため、一次的な配布を行った場所におけるさらなる配布状況を把握することにより配布経路の有効性を検証するとともに、新たな配布経路の開拓を検討するといった対応が望まれる。

キ. 起業家支援工場管理運営事業

<事業概要>

事業内容	市の基幹産業である「モノづくり」産業活性化のため、独創的な技術、製品又はアイデアをもつ創業間もないベンチャー企業などを対象として、「北九州市立起業家支援工場」を運営する。本事業では、設置目的に適う入居企業を選定、育成するとともに、併せて施設の維持管理を行う。
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所有者 北九州市 2. 財産の分類 行政財産 3. 所在地 八幡西区夕原町8番2号 4. 共用開始 平成8年4月 5. 延床面積 101.85㎡（3室） 166.05㎡（3室） 6. 建設費 1億4,254万円 7. 構造等 鉄骨造平屋建 8. 駐車場 各室2台駐車可（無料） 9. 各室使用 <ol style="list-style-type: none"> ①床荷重：2 t /㎡（構造：鉄筋コンクリート） ②クレーン：2 t クレーン取り付け可 ③シャッター：電動 ④コンセント：単相 100V（4箇所）、三相 200V ⑤照明：500ルクス程度 ⑥付帯設備：トイレ、流し台 ⑦ガス：プロパンガス 10. 使用料 61,110円（101.85㎡タイプ） 99,630円（166.05㎡タイプ） 11. 敷金、保証金 なし（ただし、退去時に必ず原状復帰すること） 12. 共益費 なし

※出所：市提供資料（一部抜粋）

<工場の使用申請及び使用期間について>

<p>（工場の使用申請）</p> <p>第5条 前条において使用承認を受けた者が工場を使用しようとする際には、行政財産使用許可申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>（1）個人の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 住民票 イ 前年度の所得額証明書 ウ 市税の納税証明書 エ 暴力団排除に関する誓約書
--

(2) 法人の場合

- ア 定款又はこれに準じるもの
- イ 登記簿謄本
- ウ 営業概要
- エ 直近の貸借対照表及び損益計算書
- オ 役員名簿
- カ 市税の納税証明書
- キ 暴力団排除に関する誓約書

2 市長は、必要があると認めるときは、添付書類の一部を省略し、又はその他の書類を添付するよう指示することができる。

～（中略）～

（使用期間）

第7条 工場の使用を承認する期間は原則1年以内（使用許可開始日から当該開始日の属する年度末まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

2. 前項ただし書きの規程による更新は、原則4回とし、使用期間が5年に満たない場合は、1回に限り、更新することができる。

また、特段の事情がある場合は、必要な審査を経て、さらに1回に限り更新することができる。

※出所：「北九州市立起業家支援工場運営要綱（一部抜粋）」

①（意見）入居者への効果的な支援について

【現状】

契約は1年単位（原則、最大4回更新可能）で、市は入居者に対し更新ごとに直近の決算書等の提出を求めている。しかし現状、当該資料は利用されておらず、また、入居者に対する育成支援等が行われていない状況である。

【意見】

設置目的に適う入居企業の選定・育成という事業目標に鑑みれば、決算書等で毎年企業の状況を適切に把握し、企業が成長できるよう適切なアドバイスをすることが望まれる。市は、中小企業への様々な支援を行っているため、ベンチャーの支援を行っている他部署等へ情報を共有するなど、市全体として効果的な支援を検討することができる体制を構築することが望ましい。

ク. 中小企業 DX 促進事業

<事業概要>

事業内容	<p>社内にデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）対応人材が充分ではない市内中小製造業を主なターゲットとして、営業部門と製造部門を対象とした DX 化に関するセミナー及び個別相談会を実施し、市内中小企業の DX 促進を図る。</p>																				
事業実績	<p>(1)Web セミナー</p> <p>訪問営業が主体でオンライン活用が進んでいない中小製造業を主なターゲットとして、Web マーケティングやオンライン営業のノウハウを習得できる講座を中心として全 9 回の講座を開催。</p> <p>各講座の配信後は、アーカイブ配信を実施し、より多くの受講機会を提供、ウィズコロナにおける既存顧客の維持や新規顧客獲得につながる営業力向上を支援した。</p> <p>実施期間：令和 2 年 10 月 18 日～12 月 23 日 参加企業数：39 社、受講者数：のべ 299 名</p> <table border="1" data-bbox="400 976 1398 1458"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 回</td> <td>中小企業における DX 推進とは</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>顧客起点での Web マーケティングの考え方</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>B to B サイト構築のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 5 回</td> <td>Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 6 回</td> <td>オンラインツールを活用した商談の進め方</td> </tr> <tr> <td>第 7 回</td> <td>オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント</td> </tr> <tr> <td>第 8 回</td> <td>製造部門における DX 導入のポイント</td> </tr> <tr> <td>第 9 回</td> <td>全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)個別相談会</p> <p>セミナーを受講した企業のうち、具体的な取り組みを進めたい意向を持つ企業を募り個別相談会を開催。</p> <p>相談会では企業担当者へのヒアリングにより、既存の Web 販売サイトや営業プロセス等の課題を明確化し、Web サイト改善や MA ツールの活用支援、マーケティングや事業計画への策定支援を行った。</p> <p>実施期間：令和 3 年 1 月～3 月末 個別相談会実施数：4 社 21 回</p>	回数	テーマ	第 1 回	中小企業における DX 推進とは	第 2 回	ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？	第 3 回	顧客起点での Web マーケティングの考え方	第 4 回	B to B サイト構築のポイント	第 5 回	Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント	第 6 回	オンラインツールを活用した商談の進め方	第 7 回	オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント	第 8 回	製造部門における DX 導入のポイント	第 9 回	全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会
回数	テーマ																				
第 1 回	中小企業における DX 推進とは																				
第 2 回	ニューノーマル時代で成功する営業プロセスとは？																				
第 3 回	顧客起点での Web マーケティングの考え方																				
第 4 回	B to B サイト構築のポイント																				
第 5 回	Web サイトを活用した見込み客獲得のポイント																				
第 6 回	オンラインツールを活用した商談の進め方																				
第 7 回	オンライン商談で上手くクロージングするためのポイント																				
第 8 回	製造部門における DX 導入のポイント																				
第 9 回	全体の振り返りと質疑応答、相談会説明会																				
事業成果の把握	<p>(1)Web セミナー</p> <p>①全 9 回のセミナーのリアルタイム・アーカイブ各視聴者数一覧</p>																				

	<p>②セミナーごとに以下の事項を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度 ・開催前と開催後の理解度の向上 ・受講後の DX に対する取り組み ・視聴者のコメント <p>(2)個別相談会</p> <p>①月ごとに個別相談の実施状況報告書（議事録）を作成</p>
--	--

※出所：市提供資料（一部抜粋）

①（意見）個別相談会の成果の把握について

【現状】

個別相談会については、月次で実施状況報告書が作成され、市へ提出されている。当該報告書においては、議事録形式で協議事項の報告がなされているものの、個別相談会を経た結果、各社でどのような DX 促進がなされたかの評価が行われていない状況である。

【意見】

当該事業は令和 3 年度も継続する事業であり、個別相談を経てどのような DX 促進がなされたかを適切に把握することは、他社の DX 推進を図る上でも有用であると考えられる。そのため、各社の DX 事例を収集し、次年度以降の事業へ反映することが望ましい。

また、国や自治体の補助金等について、DX 促進の意思決定に影響を及ぼすと考えられることから、個別相談において補助金等の案内も併せて行うことが望ましい。

(5) 産業経済局 観光部 観光課

ア. 宿泊施設等改修支援事業

<事業概要>

趣旨	観光客のおもてなし・利便性向上や受入環境整備を充実させるための宿泊施設等の改修費の支援を行うもの。																
補助金	<p>(北九州市宿泊施設等改修事業補助金の助成内容)</p> <p>(1) 観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等の国庫補助事業を活用して行う施設改修費用のうち、所定の割合を補助する。 [補助金上限額 1施設あたり 5,000千円]</p> <p>※国補助が1/2の事業の場合 国補助1/2・事業者負担1/2 →国補助1/2・事業者負担1/3・市補助1/6</p> <p>※国補助が1/3の事業の場合 国補助1/3・事業者負担2/3 →国補助1/3・事業者負担1/3・市補助1/3</p> <p>(2) 宿泊者の利便性向上等に資する事業で国庫補助対象にならない事業に対し、対象経費の2分の1を補助する。 [補助金上限額 1施設あたり 1,000千円]</p> <p>(北九州市宿泊施設等改修事業補助金の補助対象) 補助対象となる事業は下表の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業</td> </tr> <tr> <td>(2)-1</td> <td>洋式トイレへの温水洗浄便座の設置</td> </tr> <tr> <td>(2)-2</td> <td>トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3</td> <td>無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-4</td> <td>多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)</td> </tr> <tr> <td>(2)-5</td> <td>非常用電源装置の設置</td> </tr> <tr> <td>(2)-6</td> <td>情報機器への電源供給機器の設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(2)-2, (2)-3, (2)-4は、客室部分の整備に関して、全てが完備されない場合は国庫補助事業の対象外となる。</p>	NO	事業内容	(1)	観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業	(2)-1	洋式トイレへの温水洗浄便座の設置	(2)-2	トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-3	無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-4	多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)	(2)-5	非常用電源装置の設置	(2)-6	情報機器への電源供給機器の設置
NO	事業内容																
(1)	観光庁が実施する「宿泊施設バリアフリー化促進事業」等、国の補助制度を活用して行う事業のうち、宿泊者の利便性、快適性の向上に資する事業として市長が認める事業																
(2)-1	洋式トイレへの温水洗浄便座の設置																
(2)-2	トイレの洋式化工事(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-3	無料公衆無線LAN環境(Wi-Fi)整備 (国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-4	多言語対応整備(国庫補助事業の補助対象となるものを除く)																
(2)-5	非常用電源装置の設置																
(2)-6	情報機器への電源供給機器の設置																

※出所：「北九州市宿泊施設等改修事業補助金交付要綱」の制定について

① (意見) 補助対象財産の処分等について

【現状】

令和2年度においては、以下のように補助金の交付を行っている。

No	事業内容	交付金額（円）
1	多言語対応整備	251,000
2	多言語対応整備	251,000
3	温水洗浄便座の設置 トイレの洋式化	329,000
4	非常用電源設備の設置	37,000
5	トイレの洋式化 無線 LAN 環境（Wi-Fi）	607,000
6	温水洗浄便座の設置 トイレの洋式化	975,000
計		2,450,000

※出所：市提供資料

このうち、No.6の事業者のホームページを閲覧したところ、令和3年9月末で移転するとの記載が見受けられた。

「北九州市宿泊施設等改修事業補助金」交付要綱によれば、財産の処分の制限について以下のように定められている。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が規則第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は、取消通知書（様式第11号）を補助事業者に対し通知し、補助金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、返還通知書（様式第12号）を補助事業者に対し通知し、その返還を命ずるものとする。

～（中略）～

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第22条に定める財産の処分を制限する期間は、原価償却資産(注)の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（注）正しくは、減価償却資産 [監査人記載]

<北九州市補助金等交付規則>

第 18 条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号の一に該当した場合は補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

【意見】

事業者が補助金を受領してから間もない時期に事業拠点の移転をホームページで公表している以上、市としては速やかに事実関係を事業者に聴取する必要がある。

その結果、事業者が対象事業により取得した財産を無断で処分するようなことがあれば、要綱第 15 条 3 項違反となり、規則第 18 条 1 項 3 号・要綱第 12 条に基づき補助金交付決定を取り消し、要綱第 13 条に基づき交付済みの補助金の返還を求めることが可能となると考えられる。

他方で、事業者が現時点で資産の処分までは検討しておらず、単にこれを放置し利用がなされていない場合については、要綱及び規則の条項のみから補助金の返還を求めることは難しいと考えられる。

新型コロナウイルス感染症をはじめとして、事業環境が大きく変わってきている状況において、各事業者においても環境の変化に対応する必要がある。そのため、今後においても、耐用年数の経過前に、補助対象財産を利用しなくなる、あるいは処分することも起こり得ると考えられる。

そのような場合に備えて、事業者からの報告や補助金の返還をどうするかについて整理して、要綱に明記することが望まれる。

(6) 産業経済局 観光部 門司港レトロ課

ア. 門司港レトロ観光推進事業

<事業概要>

事業目的	門司港レトロの知名度を高め、国内外からの集客が可能な質の高い魅力的な観光地として成長させる。 また、国内外から門司港レトロを訪れた観光客に対する基本的な情報の発信と、地元まちづくり団体を主体とした集客イベントの実施や観光地づくり等各種事業を実施し、官民一体となった門司港レトロの観光振興を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">● 食のブランド推進事業 「門司港レトロぐるめ博」など、門司港グルメイベントを地元のお店と連携して推進し、地域の振興と賑わいにつなげるための食のブランド化を図る。● 受入体制整備事業 観光エリアの拡大や観光ルートの充実、指定管理者等と連携した集客イベントの実施を図るとともに、近年増加傾向にある訪日外国人観光客をはじめとする観光客受入のための体制の充実・強化及び JR 九州のクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」の門司港駅立ち寄りの際におもてなしを行うことで、観光地としてのブランドイメージのさらなる向上を図る。● 門司港レトロ地域活性化イベント負担金 集客イベントや、イルミネーションの点灯など門司港レトロの魅力を向上させるため、地元団体、民間事業者、行政等が連携し一体となって門司港レトロ地区の観光振興と地域の活性化を推進する。● 三宜楼運営協議会負担金 平成 26 年度にリニューアルオープンした三宜楼は、路地裏散策の拠点としての観光案内機能や、レトロ地区回遊拠点としての役割を果たしており、現在さらなる付加価値向上に努めている。 三宜楼については、三宜楼運営協議会に普通財産として貸付け、同協議会が建物全体の運営（テナント管理、館の清掃・警備等）を行っている。市は同協議会に対して最低限度の管理運営を行うための支援として、経費の一部を負担するもの。
予算	令和 2 年度当初予算：35,260 千円

※出所：市提供資料

① (意見) 市の負担金について

【現状】

市は門司港レトロ観光推進事業において、以下の負担金を支出している。これらの負担金については、市の職員が団体の構成員であるため、北九州市補助金等交付規則の適用を受け

ない支出金に指定されている。そのため、補助金等交付規則に定める交付申請や実績報告等の義務がない。

<北九州市補助金等交付規則>

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、市が、その公益上必要がある場合において、市以外の者に交付する次に掲げるもの（市長が別に定めるものを除く。）をいう。

(1)補助金及び交付金
 (2)負担金
 (3)利子補給金
 (4)その他相当の反対給付を受けない給付金

<北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金の指定>

北九州市補助金等交付規則第 2 条第 1 項の規定により市長が別に定めるものは次に掲げるものとする。

(4)市が構成員の一員である協議会等に対する負担

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算の一部を執行できなかったため、門司港レトロ倶楽部においては繰越資金が増加し、関門海峡観光推進協議会では執行内容を変更している。

<門司港レトロ観光推進事業の主な負担金の収支の状況>

団体名	門司港レトロ倶楽部			
事業	門司港レトロ地域活性化イベント負担金			
目的	地元、民間団体、観光コンベンション協会及び行政が連携し、かつ一体となって、門司港レトロ地区における観光の振興及び地域の活性化を推進するため、門司港レトロ倶楽部を設置する。			
収支	令和 2 年度決算 (単位：千円)			
	項目	予算	決算	差額
	<収入>	20,667	20,154	△513
	北九州市負担金	16,000	16,000	-
	その他収入	2,080	1,567	△513
	前年度繰越	2,587	2,587	-
	<支出>	20,667	20,154	△513
	事業振興費	14,830	13,074	△1,755
	①景観・環境	1,650	1,951	301
②文化・催事	8,100	6,665	△1,434	

	③産業・開発	350	300	△49
	④情報・育成	4,730	4,157	△572
	総会等会議費	350	350	0
	事務局費	5,450	3,341	△2,108
	予備費	37	-	△37
	次年度繰越	-	3,387	3,387
※差額：決算-予算				

団体名	関門海峡観光推進協議会			
事業	門司港レトロ地域活性化イベント負担金			
目的	協議会は、関門海峡を中心とする関門地域の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた強力な協同組織となり、地域内の観光宣伝事業と関連事務の連絡調整等を行うことをその目的とする。			
収支	令和2年度決算 (単位：千円)			
	項目	予算	決算	差額
	<収入>	8,540	8,538	△1
	北九州市負担金	4,000	4,000	-
	その他収入	4,001	4,000	△1
	前年度繰越	538	538	-
	<支出>	8,540	8,538	△1
	事業費	7,720	7,608	△112
	①空港利用商品造成促進事業	100	-	△100
	②観光客周遊促進事業	1,000	1,010	10
	③観光客誘客促進事業	3,500	705	△2,794
	④観光宣伝事業	3,000	4,886	1,886
	⑤情報発信事業	120	1,005	885
	補助金	700	-	△700
	事務局費	120	83	△36
	次年度繰越	-	846	846
※差額：決算-予算				

※出所：市提供資料

【意見】

補助金については、市の財源を無償で交付するものであるため、交付要綱が作成され、補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にすることにより、公正を期することが一般的である。負担金についても、補助金と同様に、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高いと言える。

本事業においては、各団体における繰越金の精算に関する定めや市の負担金額の見直しに関する定め等は見受けられなかった。

このような状況においては、負担金支出の固定化につながり、市が支出した負担金が効果的に活用されない恐れがある。

今後においては、中長期的な方向性を定め、繰越金の精算に関する定めや負担金額の見直しに関する定めを設けて、毎期における負担金額の妥当性等を検証することが望まれる。